

建物をお建てになる時の手続き(ご入居までの流れ)

実施期限	手続・実施者	届出様式・内容	備考
確認申請、 工作物新築許可申請 の10日前まで	事前協議書提出(建築主) ↓	様式第3号 様式第11号 と各種添付書類を管理事務所へ提出してください。 ※書類届出者は建築主(土地所有者等)、書類提出者は施工会社が実施	
	受領及び建築協定との 整合性確認(管理事務所) ↓	書類の不備、協定・規定との整合性等を確認させていただきます。 ※不適合な場合は、修正及び再提出をお願い致します。 ※事前協議書の内容に是正項目等がある場合再提出を頂きますので、余裕を持った 早めの提出をお願いします。	
	承認(大和ハウス工業) ↓	必ず、承認を受けてから確認申請等を申請してください。	
	確認申請等(建築主) 工作物新築許可申請 (建築主) ↓	各申請機関へ申請ねがいます。	
着工の10日前まで	着工届(建築主) ↓	様式第4号 様式第6号 様式第9号 様式第11号 施工会社用様式第2号 及び添付書類を提出してください。	
	受領及び添付書類の確認 工事保証金等の入金確認 (管理事務所) ↓	事前協議書承認時との相違の有無、確認申請の確認済証等の確認及び工事保証 金等の納付の確認 ※着工届の内容に是正項目等がある場合再提出を頂きますので、余裕を持った早め の提出をお願いします。	
	承認(大和ハウス工業) ↓	必ず、承認を受けてから工事に着手してください。	
	工事着工(建築主) ↓	工事を着工頂けます。	
完了後 10日以内	工事期間 ↓	施工会社は、現地管理員の指示に従っていただきます。	
	工事完了届(建築主) ↓	様式第5号 様式第6号 様式第11号 施工会社用様式第3号 を提出してください。	
	現場立会い (管理事務所・施工会社) ↓	申請の建築物との相違の有無、隣接地、公共施設(道路・側溝等)等への破損、汚損 行為の有無を確認立会	
	是正指示(管理事務所) ↓	上記立会での是正項目を指示致します	
	是正作業(施工会社) ↓	是正項目を解消して頂きます。(完了するまで承認をいたしません。) ※実施頂けない場合は、工事保証金にて実施させていただきます。	
	是正項目復旧完了報告 (施工会社) ↓		
	受領及び是正現場確認 (管理事務所) ↓	確認立会後完了承認をいたします。	
	承認(大和ハウス工業) ↓		
	工事完了 ↓	建物のご利用を開始頂けます。	
	工事保証金清算 (管理事務所) ↓	工事保証金の清算金額をお知らせ致します。	
工事保証金の 清算金支払依頼 (施工会社) ↓	施工会社用様式第1号 工事保証金清算書の金額を記入の上 提出してください。(後日振込にて返金します)		
受領・承認(管理事務所) ↓			
清算金支払			